



## こども傷害補償

例えば… ・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。  
・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。

国内外において、お子様が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害	ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガや熱中症で通院*1した場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
細菌性食中毒等補償特約	有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
特定感染症危険補償特約	特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。 *1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



扶養者に万一のことがあった場合に備えます。

※ あらかじめ扶養者を指定していただきます。  
※ 天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)は、扶養者と保険の対象となる方(お子様)の補償です。

育英費用補償特約	扶養者にケガや熱中症による死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金(一時金)をお支払いします。
天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをしたまたは熱中症となり、そのケガまたは熱中症による死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方(お子様)が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

## 賠償責任に関する補償



### 個人賠償責任

例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。  
・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。

国内外において、日常生活でお子様が他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内でお子様が他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。  
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



### 借家人賠償責任

例えば… ・失火により借家を焼失させてしまった。  
・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。

国内における借用户室での事故により、お子様が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

❗ お子様を寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)



# 財産に関する補償



## 携行品

例えば… ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。  
・外出中、カバンをひったくられた。

国内外において、お子様が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。



## 生活用動産

例えば… ・火災により家財が焼失してしまった。  
・空き巣が入り、家財が盗難にあった。

国内において、お子様の所有する家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

❗ お子様を寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)



# 費用に関する補償



## 救援者費用等

例えば… ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。  
・ケガで3日以上入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。

国内外において、お子様が急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより3日以上入院した場合等で、お子様またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。



## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間  
団体割引：20%  
損害率による割引：30%  
※ご加入口数は1口のみです。

※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。

\*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の1.0倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

\*2 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。)

		タイプ名	KGタイプ	KHタイプ
こども傷害補償	お子様のケガ	死亡・後遺障害保険金額	250万円	100万円
		入院保険金日額*1(1日あたり)	2,000円	2,000円
		通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	1,500円
		細菌性食中毒等補償特約	○	○
		特定感染症危険補償特約*2	○	○
		天災危険補償特約(傷害、育児費用および学業費用用)	○	○
	扶養者のケガ等	育児費用保険金額	200万円	130万円
	天災危険補償特約(傷害、育児費用および学業費用用)	○	○	
		個人賠償責任保険金額(記録情報限度額500万円)	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
		借家人賠償責任保険金額	1,000万円	-
		携行品保険金額(免責金額(自己負担額)：5,000円)	10万円	-
		生活用動産保険金額(免責金額(自己負担額)：5,000円)	50万円	-
		救援者費用等保険金額	300万円	-
		<b>保険料(月払)</b>	<b>1,240円</b>	<b>760円</b>

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。